

奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕に対する各会派・無所属議員からの意見記入シート  
 <今後の特別委員会での協議予定：7月4日（水）・第1章、第2章～12章>

第5章 議会と市長等との関係

<H24.7.4 現在>

条項	奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕		会派名または無所属議員名：
5-1 市長等との関係の活動原則	<p><u>A案</u>                      議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない。</p>	<p><u>B案</u>                      議会審議における市長等と議会との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。                      (1) 本会議及び委員会における審議、審査等は、論点及び争点を明確にして行うものとする。                      (2) 市長等及びその補助職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問することができる。                      (3) 議会は、市長が提案する政策、予算、決算等については、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。                      (4) 議会は、本会議及び委員会における議員の要望等への対応状況について、市長に報告を求めるものとする。                      ※【5-2 一問一答方式】と一部重複する内容</p>	
5-2 一問一答方式等	<p><u>A案</u>                      議会の会議における質疑等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、対面による一問一答の方式で行うことができる。</p>	<p><u>B案</u>                      本会議における質疑及び質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。                       市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その発言の趣旨の確認等のため質問することができる。                      ※【5-1 市長等との関係の活動原則】と一部重複する内容</p>	
5-3 政策等の監視及び評価	<p><u>A案</u>                      議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。                       議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。                      2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p>	<p><u>B案</u>                      議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。                      (1) 重要な政策等を必要とする背景                      (2) 検討した他の政策案等との比較検討                      (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況                      (4) 総合計画における根拠又は位置付け                      (5) 関係法令及び条例等                      (6) 財源措置                      (7) 将来にわたる効果及び費用                      (8) 前各号に掲げる事項のほか、議長が必要と認める事項                      2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における重要な政策等の評価に資する審議に努めるものとする</p>	

条項	奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕		会派名または無所属議員名：
5-3	<p>議会は、市長等の事務の執行が公平・適正に、また、効率的かつ効果的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p> <p>2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p>		
5-4 重要な政策等の説明及び審議	<p><u>A案</u> 市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、次に掲げる事項に関する必要な情報を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) 重要な政策等を必要とする背景 (2) 検討した他の政策案等との比較検討 (3) 総合計画における根拠又は位置付け (4) 関係法令及び条例等 (5) 財源措置</p> <p>2 議会は、市長等が前項の規定に反する場合は、必要な情報を明らかにするよう求めることができる。</p> <p>3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。</p>	<p><u>B案</u> 市長等は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次の各号に掲げる事項の説明に努めるものとする。</p> <p>(1) 重要な政策等を必要とする背景 (2) 検討した他の政策案等との比較検討 (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況 (4) 総合計画における根拠又は位置付け (5) 関係法令及び条例等 (6) 財源措置 (7) 将来にわたる効果及び費用</p> <p>2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における評価に資する審議に努めるものとする</p> <p>市長は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民から意見等を募集するときは、あらかじめ、その理由及び概要を議会又は所管の委員会に対して説明するものとする。</p>	
5-5 予算・決算における審議の説明	<p><u>A案</u> 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を求めるものとする。</p>	<p><u>B案</u> 市長は、予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成に努めるものとする。</p>	

条項	奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕		会派名または無所属議員名：
5-6 法第96条 第2項の 議決事件	<u>A案</u> 議会は、意思決定機関としての機能を十分に発揮するため、議会の議決すべき事件を別に定めるものとする。	法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、議会の監視機能上の必要性と市長等の政策執行上の必要性とを比較考量し、別に条例で定めるものとする。	
5-7 政策立案 等 ※	<u>A案</u> 議会は、市民の福祉向上のため、積極的な政策立案及び政策提言に努めるものとするともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。	<u>B案</u> 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。	
5-8 議員の文 書による 質問	<u>A案</u> 議員は、閉会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。 2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。 3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。		